

結婚を支援します

結婚を希望する独身者の出会いを提供するため、かがわ縁結び支援センターへの登録補助制度を紹介いたします。

●観音寺市かがわ縁結び支援センターマッチング 会員入会登録料補助金

本市在住で、令和元年度に右記マッチングシステムへ入会登録を行った人に、入会登録料に対する補助金を交付します。

○補助額 上限5,000円/人

○申請期間 令和2年3月31日(火)まで

●観音寺市かがわ縁結び支援センター応援団体サポート事業補助金

本市に拠点があるかがわ縁結び支援センターの応援団体が、自ら企画して実施する縁結びイベントに対し、1事業につき上限10万円を支給します。

問い合わせ先 ふるさと活力創生課
☎23-7803



かがわ縁結び支援センター(EN-MUSUかがわ)

結婚を希望する独身者に対して、出会いから結婚までをサポートしています。平成28年に開所し、令和元年10月末現在でマッチングによる成婚報告が67組ありました。

●縁結びマッチング

会員制のマッチングシステムで、登録会員同士の情報を見直し、会ってみたい相手へのお引き合わせを申し込むことができます。相手から承諾があれば、「縁結びおせっかいさん」立ち会いのもとでお引き合わせを行います。

入会条件

香川県内に居住、または県内に勤務もしくは香川県での居住を希望する20歳以上の独身者

入会登録料

1万円(2年間有効)

●親御さん向けの結婚応援セミナー(無料)

子どもの結婚を後押しするセミナーを開催します。

○日時 12月22日(日) 午後2時～午後4時

○場所 中央図書館 多目的ホール

○講師 かがわ結婚推進協会 真鍋 悦生副会長

○対象 独身の子どもを持つ親など

○人数 40人(先着順)

○注意 事前申し込みが必要

申し込み・問い合わせ先

同センター(公益財団法人かがわ健康福祉機構)
☎087-862-1711

パブリック・コメントを募集します

市民の皆さんの意見を募集します。

件名	観音寺市手話言語条例(案)	観音寺市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(案)
概要	手話が言語であることを明確に位置づけ、手話に対する理解の広がりを図るため、市の基本理念を定める条例を策定	障がいのある人もない人も、情報の取得や周りの人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、市の基本理念を定める条例を策定
公募期間	12月6日(金)～令和2年1月7日(火)	
資料配置場所	12月6日(金)から社会福祉課 障がい者福祉係、市役所総合案内所、各支所に配置。市ホームページでも公開	
提出先	〒768-8601(住所記載不要) 観音寺市社会福祉課 障がい者福祉係 FAX 23-3993 @shogai@city.kanonji.lg.jp	
提出方法	指定の意見書に必要事項を明記の上、郵送またはFAX、電子メール、持参により提出(郵送の場合は当日必着)	
注意	電話や口頭、匿名での意見は不可	
問い合わせ先	社会福祉課 障がい者福祉係 ☎23-3963	



年末年始の業務のお知らせ

年末年始は窓口が大変混雑します。用事がある人はお早めに手続きをお願いします。

	窓口など	休業日	注意
窓口	本庁 ☎23-3900 大野原支所 ☎54-5700 豊浜支所 ☎52-1200 伊吹支所 ☎29-2111	12月28日(土)～1月5日(日)	出生・婚姻・死亡などの届け出は、休み期間中でも守衛室で受け付けます。(伊吹支所は除く)
水道	香川県広域水道企業団 観音寺事務所(市役所3階) 水道お客さまセンター ☎25-5211	今年度に限り、 年末年始も休まず営業 受付：午前8時30分～午後6時	水道使用開始や中止の申し込み、支払いなどの受け付けをします。来庁の際は、中央公民館側の夜間休日通用口を利用してください。
ごみ	観音寺地域 ☎25-2698	可燃・不燃	12月31日(火)～1月5日(日)
	伊吹地域 ☎29-2111 ☎29-2224		12月28日(土)～1月5日(日)
	大野原地域 ☎54-5700	可燃 不燃	12月31日(火)～1月5日(日) 12月27日(金)～1月6日(月)
	豊浜地域 ☎52-1200	可燃 不燃	12月31日(火)～1月5日(日) 12月26日(木)～1月7日(火)
	持ち込み	生活環境課 ☎25-2698	12月28日(土)～ 1月13日(祝・月)
火葬場	燧望苑 ☎67-5650	1月1日(祝・水)・2日(木)	
	伊吹 ☎29-2111	12月28日(土)～1月5日(日)	
くみ取り	衛生センター ☎23-1438	12月28日(土)～1月5日(日)	年末のし尿くみ取りは、必ず12月13日(金)までに申し込んでください。
図書館	中央図書館 ☎23-3960 大野原図書館 ☎54-5715 豊浜図書館 ☎52-1206	12月29日(日)～1月3日(金)	
市民会館	ハイスタッフホール ☎23-3939	12月29日(日)～1月3日(金)	
	子育て支援センターほっとはうす萩 ☎23-6101	12月29日(日)～1月3日(金)	
	ふるさと学芸館 ☎24-8123	12月29日(日)～1月3日(金)	
	のりあいバス ☎23-3949	12月29日(日)～1月3日(金)	伊吹線も運休します。
	萩の湯 ☎54-5555	1月1日(祝・水)	

*その他の施設は、各施設へ早めに問い合わせてください。

12月3日～9日は「障害者週間」

問い合わせ先 社会福祉課 障がい者福祉係 ☎23-3963

障害者週間は、障がいや障がいのある人への関心と理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加を促進することを目的とした週間です。5つの障がい者施策について紹介します。この機会に、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて取り組んでいきませんか。

1 誰もが住みやすい社会のために

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障がいの有無で分け隔てることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、次のように定めています。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

例 障がいを理由に施設の利用やバス、タクシーの乗車を断ることなどを禁止

② 合理的配慮の提供

例 ・高いところの商品を取って渡す
・筆談や読み上げなど、障がいの特性に応じたコミュニケーションの方法を工夫して、情報を提供できるように配慮をする など



2 障がい者への虐待を防ぎましょう

障がい者虐待は

- 家庭や施設、職場など、さまざまな場所や人間関係の中で起こります。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できず、自分から被害を訴えられない場合があります。

障がい者虐待に気付いたら、すぐに通報を

虐待かどうか判断が難しい状態でも、気掛かりなことがあれば迷わず相談しましょう。早めの対応が、事態の深刻化を防ぐきっかけになります。

24時間相談受付

障がい者虐待防止センター(社会福祉課内)
☎23-3963
夜間、休日は守衛室に転送後、
担当者に連絡します。

3 障がいのある人の就労体験の場

第1～第4水曜日に、市役所ロビーで市内の障がい者施設に通う皆さんがパンや焼き菓子、花の苗などを販売しています。

障がい者施設では物品販売のほか、草刈りや清掃などの労務作業も提供しています。詳しくは、各施設へ問い合わせてください。

第1水曜日	スマイルハウス ぶちふらわあ ☎82-6111	焼き菓子 和菓子
第2水曜日	丸山作業所 ☎24-8205 支援センターウィズ ☎24-8211	花の苗 ワッフル
第3水曜日	障害福祉サービス 事業所やまもも ☎23-3507	パン、野菜 焼き菓子
第4水曜日	あゆみ ☎24-9705	お好み焼き ばらざし

販売時間 午前11時30分ごろ～午後1時
(売り切れ次第終了)

注意 祝日は休み

4 手話通訳者の配置

毎週木曜日に、手話通訳者を社会福祉課に配置しています。行政手続きなどで必要な人は、利用してください。また、随時手話通訳者の派遣もしています。

5 ひきこもり相談窓口

家族だけで解決しようと悩んでいませんか。相談窓口を利用してください。

名称	対象	連絡先
香川県ひきこもり 地域支援センター 「アンダンテ」	当事者や家族	☎087-804-5115 高松市松島町 一丁目17番28号
香川県西讃保健 福祉事務所		☎25-2052 坂本町七丁目 3番18号
市社会福祉課 障がい者福祉係		☎23-3963 坂本町一丁目 1番1号
香川県西部子ども 相談センター	18歳未満の子ども(本人、家族、学校の先生、地域の人など)	☎0877-24-3173 丸亀市土器町東 八丁目526番地
香川県教育 センター	幼児・児童・生徒 全般、保護者や学 校関係者	☎087-813-0945 高松市郷東町 587番地1



人権講演会

12月8日(日)

入場無料

午後1時20分～

所 ハイスタッフホール小ホール

講 東小雪さん

LGBTを理解する

～日本社会の中でマイノリティであること～

東小雪さんの略歴

宝塚歌劇団を退団後、レズビアンであることをカミングアウト。東京ディズニーリゾート初となる同性結婚式や、渋谷区パートナーシップ証明書第1号取得で話題に。講演やテレビ出演、執筆など、LGBTや女性の人権について幅広く活動。

問い合わせ先 人権課 ☎23-3928

令和元年度啓発活動重点目標

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心～

第71回人権週間
12月4日～10日

世界人権デー
12月10日

人権は、人間らしい幸せな生活を営むために必要な権利です。お互いの人権が尊重され、差別のない明るい社会にしましょう。

●令和元年度啓発活動年間強調事項

- ・女性の人権を守ろう
- ・子どもの人権を守ろう
- ・高齢者の人権を守ろう
- ・障がいを理由とする偏見や差別をなくそう
- ・同和問題(部落差別)を解消しよう
- ・外国人の人権を尊重しよう

詳しくはこちら



12月10日～16日は
北朝鮮人権侵害問題
啓発週間

北朝鮮当局による拉致などの問題に関心をもち、認識を深めましょう。

●みんなの人権110番
☎05701003110

差別や虐待、パワーハラメントなどの相談を行っています。

●出前講座

差別や人権侵害のない地域や職場づくりのため、自治会の会合や職場研修に、講師を無料で派遣します。

問 人権課 ☎23-3928

登録型本人通知制度の 事前登録をしていますか

- 登録型本人通知制度とは
事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、郵送で登録者本人にお知らせする制度です。この制度を利用することで、登録者本人の住民票などを代理人や第三者が取得した事実を早期に確認することができます。
 - 誰かが不正に自分の個人情報を取得したことが分かれば、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が期待できます。
 - 事前登録ができる人
市内に住民登録をしている人や、本籍がある人(除票・除籍を含む)
 - 登録方法
本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード、パスポート、保険証など)を持参し、市民課または各支所で登録の手続きをしてください。郵送による手続きもできます。
 - 交付の通知
交付通知書には、次の4項目が記載されます。
 - ① 交付した日
 - ② 交付した証明書の種類
 - ③ 交付枚数
 - ④ 交付請求者の種別(本人等の代理人、それ以外の第三者)
- 問 市民課市民係 ☎23-3924



市職員の給与等の状況をお知らせします

職員の給与は、人事院勧告や他の地方公共団体との均衡を考慮して、条例で定められています。平成30年度の市職員の給与等の状況について、その概要をお知らせします。

問い合わせ先 秘書課 人事係 ☎23-3915



職員の給与

平成30年度の人件費（普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	平成29年度の 人件費率
6万466人	256億7,909万8千円	10億266万5千円	35億4,080万円	13.8%	14.0%

平成30年度の職員給与費（普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)	平成29年度1人 当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
408人	15億781万2千円	2億461万6千円	5億9,328万2千円	23億571万円	565万1千円	531万9千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の普通会計の人数で、全職員ではありません。
※普通会計とは、一般会計と特別会計のうち、公営企業等会計を除いた会計のことです。

職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額 (平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	42.4歳	31万1,960円	36万7,609円
香川県	43.9歳	32万8,971円	41万5,101円
国	43.5歳	32万9,845円	—

平均給料月額とは
平成30年4月1日現在の職種ごとの職員の基本給を平均したもの

平均給与月額とは
給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を平均したもの

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	56.3歳	34万4,509円	37万3,436円
香川県	53.1歳	31万7,339円	35万6,731円
国	50.7歳	28万6,817円	—

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	41.8歳	29万6,129円	32万7,986円
香川県	43.3歳	35万9,832円	40万6,265円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成30年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
		一般行政職	24万8,800円	36万1,800円	37万8,333円
	高校卒	20万1,100円	—	35万8,467円	38万2,050円

(注) 「-」は、当該経験年数の職員が在職していないことを表しています。



平成30年度の職員の手当

区分	観音寺市		香川県		国	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
期末手当・勤勉手当	6月期	1.225月分	0.9月分	同じ	同じ	同じ
	12月期	1.375月分	0.95月分			
	計	2.60月分 (1.45)月分	1.85月分 (0.9)月分			
職制上の段階 職務の級等による 加算措置	有		有		有	
平成30年度 1人当たり 平均支給額	139万8千円		173万8千円		—	

(注) () 内は、再任用職員の支給割合です。

区分	観音寺市		国				
	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	自己都合	応募認定・定年		
退職手当	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同じ	同じ		
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分				
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分				
	最高限度額	47.709月分	47.709月分				
	その他の 加算措置	定年退職前加算措置 (2%~20%)				" (2%~45%)	
	平成30年度 1人当たり 平均支給額	61万8千円	2,034万9千円			—	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

職員数 (平成30年4月1日現在)

部門別職員数の状況 (単位:人)

部門	区分	平成30年	対前年 増減数
		普通会計部門	314
普通会計部門	議会	5	0
	総務企画	79	0
	税務	24	▲1
	民生	100	▲7
	衛生	44	▲3
	労働	0	0
	農林水産	24	1
	商工	9	▲1
	土木	29	▲5
	計	314	▲16
公営企業等	教育部門	94	▲1
	消防部門	0	0
	水道	19	▲1
	下水道	8	0
	交通	4	0
	その他	29	7
	小計	60	6
合計	468 [500]	▲11 [0]	

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。
[]内は、条例定数の合計です。

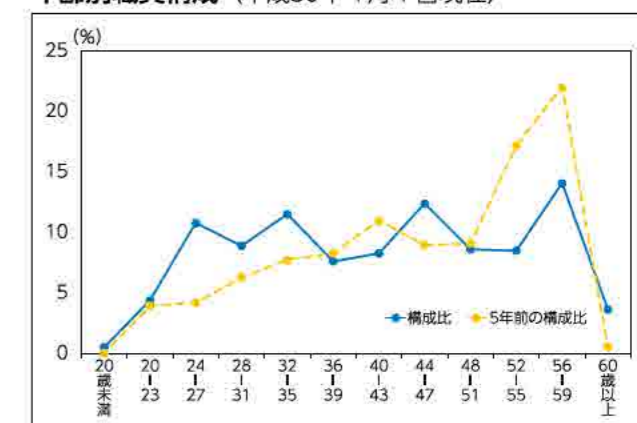
特別職の報酬等

(平成30年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	市長	85万2,300円(94万7,000円)
	副市長	65万7,000円(73万円)
	教育長	58万5,900円(65万1,000円)
報酬	議長	53万9,000円
	副議長	46万5,000円
	議員	43万円
期末手当	市長	(平成30年度支給割合) 6月期 1.575月分 12月期 1.775月分 計 3.35月分
	副市長	
	教育長	
退職手当	市長	退職時の給料月額の420/100 ×勤続年数
	副市長	// 300/100×勤続年数
	教育長	// 220/100×勤続年数

(注) 給料の()は、減額措置を行う前の金額です。

年齢別職員構成 (平成30年4月1日現在)



級別職員数等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	117人	25.0%
2級	主事・技師	79人	16.9%
3級	係長・主任	56人	12.0%
4級	主査	73人	15.6%
5級	課長補佐・副主任	101人	21.6%
6級	課長・支所長・主幹	34人	7.2%
7級	部長	8人	1.7%
計		468人	100%

(注) 観音寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。